

利用申請について

1. 使用許可願（本申請）は利用日の3箇月前から2箇月前までにお願いします。
2. 申請時に減免などの取り扱いを希望される場合は別途、減免申請などの手続きが必要です。
3. 中止される場合は使用中止申請書の提出が必要です。
4. 利用日の3箇月前以降になりますと規定の使用料が生じます。

*原則として、既納の使用料は還付しません。ただし、使用者が使用日の2箇月前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは既納の使用料の7割に相当する額を。7日前までにその使用を中止する旨の申し出を行ったときは既納の使用料の5割に相当する額を還付します。

5. 実施内容が申請の内容と異なるときは減免などの措置や利用をお断りする場合があります。
6. 開始・終了時間、使用場所の変更などがある場合は必ず、3箇月前までに申し出てください。

*3箇月前以降になりますと利用状況によっては変更できない場合がありますので、予めご了承ください。

**3箇月前
から受付可能**



(例) 5月21日

**2箇月前
までに申請**

(例) 6月21日

使用日

(例) 8月21日

*休館日の場合はその翌日です。